

中央公園広場エリア等整備・管理運営事業

公募設置等指針等に関する質問への回答

- ・ 中央公園広場エリア等整備・管理運営事業 公募設置等指針等に関して、令和3年4月30日までに寄せられた質問への回答を公表します。質問をご提出いただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和3年5月21日
広島市

■ 公募設置等指針に関する質問への回答

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
1	公募設置等指針	2	第1・3	防災関連施設に「防災拠点となることを想定する」とあります。これに伴う要求性能はございますか。また、具体的に避難場所として何人想定、防災施設の要望等はございますか。	認定計画提出者に特段、防災拠点としての防災施設の整備を求めるものではありませんが、園路・広場の整備において、イベントや公募対象公園施設による混雑時の安全性に配慮した幅員・規模等を計画する必要がある（指針P16参照）など、防災に配慮した整備を求めます。
2	公募設置等指針	2	第1・3	事業区画の概要のなかで、防災関連施設として指定緊急避難場所となっています。工事中は指定場所から外れ、他に指定場所が設定されるものと考えて宜しいでしょうか。	工事期間中は、指定緊急避難場所の指定を取り消す等の手続きを行う予定です。なお、隣接の広島城跡を中央公園と同様の内容の災害種別で指定緊急避難場所として指定していることから、新たに他の指定緊急避難場所の設定を行う予定はありません。
3	公募設置等指針	2	第1・3	公募対象公園施設を分棟で計画し、各棟の店舗面積が1,000㎡以下の場合、大店立地法の規制はかからないという理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の計画が大店立地法の適用対象から除外されるとは限りません。公募設置等予定者選定後において、適切に関係機関と協議してください。
4	公募設置等指針	2	第1・3 別添資料14	法令上（建築基準法など）の敷地の範囲について、提案可能敷地面積①（32,850㎡）と提案可能敷地面積②、各範囲をそれぞれ1敷地として考えてよろしいでしょうか。また、西側敷地は北側市道にて建築基準法43条の接道義務を確保する考えでよいでしょうか。	前段については、ご理解のとおり考えて支障ありませんが、これに限定されるものではありません。敷地は応募者にて法令を遵守した上で設定してください。後段については、ご理解のとおりです。
5	公募設置等指針	2	第1・3	都市公園法の建蔽率について、指針上に記載がありませんが、選定された事業者の提案内容に合わせて、緩和されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、選定された公募設置等予定者の提案内容が実現できるよう、公募対象公園施設の建蔽率の上限を10%緩和する条例改正を行っています。
6	公募設置等指針	2 28	第1・3 第2・5（1）オ 別添資料16	防災関係施設、広域避難場所に指定されている記述がありましたが、別添資料16に記載の防災機能を有した空地2.1haを確保する考えでよろしいでしょうか。その他、計画が必要な場合は、諸条件及び仕様をご教示ください。	No.1の回答を参照ください。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
7	公募設置等指針	3	第1・5・(1)・ウ	「提案がある場合に限る」とあります。提案が無い場合は減点となりますか。	提案がないことだけで審査において評価を減じることはありません。
8	公募設置等指針	3	第1・5・(1)・エ・(ア)	参考資料1に記載のある既存イベントについて、今後P-PFI事業者にて開催費用を負担する必要のあるイベントの有無及び負担額の見込みをイベントごとにご教授ください。	既存イベントを継続発展させるため、認定計画提出者による費用負担の可能性も含めて提案を求めるものです。 なお、参考資料1に記載の中央公園広場での既存イベントについて、現時点で指定管理者が開催費用を負担しているイベントはありません。
9	公募設置等指針	3	第1・5・(1)・エ・(イ)	「サッカースタジアム及び広場エリアの一体的運営管理」とあります。スタジアムでの行事開催以外でも、活性化の一環としてライトを一部点灯可能でしょうか。	認定計画提出者選定後のサッカースタジアムの指定管理者等との協議によります。提案書には、認定計画提出者として取組可能な内容を提案してください。
10	公募設置等指針	4	第1・5・(1)・エ・(ウ)	事業者決定や協議前ですが、近隣他2施設（広島球場跡地、広島城）も含めた大型イベント提案は評価対象となりますか。	提案の実現性も評価の対象であり、提案書には、認定計画提出者として取組可能な内容を提案してください。
11	公募設置等指針	4	第1・6	命名権設定を想定されている、広場エリア内公園施設について、具体の施設イメージがあればその範囲をご教授ください。 例) スタジアム施設、スタジアム含む公園敷地全体、広場エリアのうち芝生部分のみ等。	現時点で命名権を設定する具体の施設範囲は決まっておりません。
12	公募設置等指針	5	第1・8	事業区域で、基町環境護岸とペDESTリアンデッキがあります。指定管理者としての維持管理内容は具体的にどういったことが見込まれますか。また、ペDESTリアンデッキは躯体の保守管理も含まれますか。	【別冊1 維持管理業務仕様書】をご確認ください。
13	公募設置等指針	5	第1・8 別添資料22	基町環境護岸もPark-PFI事業の範囲となっておりますが、別添資料20「中央公園広場舗装・インフラ計画図」では範囲に入っていない。これは現状のまま基町環境護岸の維持管理業務等（例：日常清掃・植栽管理等）を行い、またその業務分の費用は指定管理料に含むということでしょうか。前記の認識が相違している場合、基町環境護岸の業務内容についてご教示ください。	ご理解のとおりです。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
14	公募設置等指針	6	第1・9	法的位置付け等・魅力向上業務に、「都市公園法に基づく行為許可等」とあります。都市公園法第十二条の適用は「国の設置に係る都市公園」いわゆる国営公園にあたりますが、中央公園がそれに該当するという理解でよろしいでしょうか。	「都市公園法に基づく行為許可等」とは、「都市公園法及び広島市公園条例に基づく行為許可等」という趣旨です。
15	公募設置等指針	7	第1・10・(2)	公募対象公園施設の設置管理許可は開始から10年目に、認定計画提出者からの申請により、設置管理許可を更新するものとなっておりますが、この更新許可が下りない場合はあるのでしょうか。	都市公園法第5条の7第2項の規定により、認定有効期間内は、許可の更新が保証されています。ただし、認定計画提出者が指針に示す業務を適切に実施しない場合や、詐欺その他不正な手段により公募設置等計画の認定を受けていたこと等を理由に、本市が、都市公園法第27条第1項の規定により当該認定を取り消した場合にあっては、設置管理を許可する必要はなく、また、設置管理許可の期間中であっても、設置管理許可を取り消し、都市公園を原状に回復することを命ずることとします。
16	公募設置等指針	8	第1・11・(1)	「本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を公募設置等予定者として選定する。」とありますが、応募者（事業主、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業等）と公募設置等予定者（事業主）が異なる提案も認められる、という理解で宜しいでしょうか。	応募者が法人等のグループの場合、当該応募グループが公募設置等予定者となり、本市は公募設置等予定者の代表法人及び全ての構成法人等とPark-PFI基本協定を締結します。認定計画提出者については、特別目的会社を設立しない場合、基本的には代表法人及び全ての構成法人等が認定計画提出者として、本市とPark-PFI実施協定を締結することを想定しています。なお、代表法人のみ又は代表法人及び一部の構成法人等が認定計画提出者として、本市とPark-PFI実施協定を締結することも可能です。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
17	公募設置等指針	9	第1・11・(10)	公募対象公園施設と特定公園施設の複合建物（誰でも利用可能な屋上テラスがある飲食店等）を計画した場合、特定公園施設整備費と公募対象公園施設整備費の負担区分の方法についてご教授下さい。（例：面積按分）	ご質問の屋上テラス等については、本事業終了時の公募対象公園施設の解体撤去後も利用価値があり独立した施設として残置可能な構造の施設に限り、指針に位置付ける特定公園施設（「第2 3 ウ(オ)c」(P20)に該当）として、本市への譲渡や整備及び維持管理に関する費用の本市の負担を提案することができます。それ以外の屋上テラス等については、公募対象公園施設となります。特定公園施設と公募対象公園施設の複合施設の整備費の負担区分の方法については、具体的な提案内容により個別に判断します。
18	公募設置等指針	10	第2・1・(1)	特定公園施設内及び基町護岸におけるグランピング等のテントによる宿泊機能の提案を行う事は可能でしょうか。	提案自体は可能ですが、実施の可否は提案内容によります。事業の実施に当たっては、指針「第2 1 (4)カ(P12)」に記載のとおり、事前に本市と協議・調整の上、認定計画提出者の責任において、所定の手続きに基づき関係機関と協議してください。
19	公募設置等指針	11	第2・1・(4)・ア	公募対象公園施設としてホテル等の宿泊機能を提案する事は可能でしょうか。	ご指摘の宿泊機能は、「第2 1 (1)オ」便宜施設（【別添資料13 公園施設及び公募対象公園施設一覧表】参照）の「宿泊施設」に該当すれば、提案することは可能ですが、その内容により、「第2 (4)基本的事項」に記載した「認めない」に該当する場合は、設置は不可となります。
20	公募設置等指針	11	第2・1・(4)・ア・(ウ)・d	「酒類販売を主目的とする用途」が認められていませんが、飲食店・物販店で酒類を販売することは認められるという理解で宜しいでしょうか。	酒類販売を主目的とする飲食店・物販店でない限り、酒類の販売を認めます。
21	公募設置等指針	11	第2・1・(4)・ウ	既存公園施設等の取扱いに関して、別添資料で示されている広場の配置や形状、デザインを極力踏襲するという認識でよろしいでしょうか。（例：緑のだんだんテラス、芝生広場、平和の森等）	指針に記載のとおり、サッカースタジアム等整備事業者の整備内容等に変更となる事項については、原則として認めないが、サッカースタジアム等整備事業の事業費やスケジュールに影響を及ぼさない範囲に限り、調整は可能です。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
22	公募設置等指針	11	第2・1・(4)・ウ	既存公園施設等の取扱いに関して、別添資料で示されているフットサルコートは、サッカースタジアム等整備事業において整備する予定の公園施設等という認識でよろしいでしょうか。また、その場合、管理運営に関して、想定がありましたらご教授ください。	サッカースタジアム等整備事業者によるフットサルコートの整備については、現在協議中です。 なお、本事業の中で、配置も含めて、公募対象公園施設として整備し、管理運営する提案も可能です。
23	公募設置等指針	11 14	第2・1・(4)・ア 及び 第2・1・(5)・ア	・公募対象公園施設の整備に関する基本的事項においては、「酒類販売を主目的とする用途」は禁止されていますが、管理運営に関する基本条件においては、「アルコール類やタバコの販売については可能とするが…」とあります。双方の違いについて、ご教示ください。	No. 20の回答を参照ください。
24	公募設置等指針	12	第2・1・(4)・エ	西側事業エリアにおける高圧受電の変更スケジュール（変更可能時期）をご教示頂けますでしょうか。	スケジュールは現在調整中です。 サッカースタジアム等整備事業のスケジュールに影響を及ぼさない範囲で、サッカースタジアム等整備事業者と調整が可能です。
25	公募設置等指針	12	第2・1・(4)・キ	サッカースタジアムの区域内には、駐車場附置義務条例に基づく駐車場を整備しているとのことですが、本P-PFI事業においては、同条例に基づく附置義務駐車場は整備不要という理解で宜しいでしょうか。	サッカースタジアム等整備事業者が整備する駐車場は、当該事業者が整備する建築物を対象として駐車場附置義務条例に適合するよう設けることとしています。 このため、本事業に伴い同条例に基づき附置義務駐車場が必要となる場合は、別途整備する必要があります。
26	公募設置等指針	12	キ 駐車場の整備	サッカースタジアムに整備される駐車場を中央公園広場の公募対象公園施設の本店立地法の駐車場として届け出を出すことは、可能でしょうか？	本店立地法に限らず、各種法令等に基づき必要となる駐車場については、サッカースタジアム等整備事業者が整備する駐車場を除いて計画してください。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
27	公募設置等指針	12	第2・1・(4)・オ	<p>・ペDESTリアンデッキの接続等のおいての記述、また別添資料23にはペDESTリアンデッキ一般図が示してあります。採用されたサッカースタジアム建設のパスでは、南側デッキと東側デッキがつながっているように見えますが、このイメージで公募公園対象施設の提案を行うのでしょうか？デッキ間の設置費用はP-PFI事業者の費用となるという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>ペDESTリアンデッキの計画は、別添資料23を正として提案してください。 本事業において南側のペDESTリアンデッキと東側のペDESTリアンデッキをつなげる提案を求めるものではありませんが、提案により繋げることは可能です。</p> <p>デッキをつなげる場合、デッキをつなぐ工作物等は、本事業終了時の公募対象公園施設の解体撤去後も利用価値があり独立した施設として残置可能な構造の施設に限り、指針に位置付ける特定公園施設（「第2 3 ウ(オ)c」(P20)に該当）とすることを想定しています。 それ以外のデッキについては、公募対象公園施設となります。 デッキ間の設置費用については、具体的な提案内容により、個別判断となります。</p>
28	公募設置等指針	12	第2・1(4)カ 別添資料14	<p>前質問に関連して、水辺空間との一体的な利用のため、旧太田川堤防エリアの一部に、提案可能敷地②にアクセスするための通路や階段を設置する提案をすることは、可能と考えてよろしいでしょうか。 可能な場合、特定公園施設での整備と考えてよいでしょうか。</p>	<p>河川管理上支障のない範囲での提案は可能ですが、実施の可否は提案内容によります。 事業の実施に当たっては、指針「第2 1(4)カ(P12)」に記載のとおり、事前に本市と協議・調整の上、認定計画提出者の責任において、所定の手続きに基づき関係機関と協議してください。</p>
29	公募設置等指針	12	第2・1(4)キ	<p>提案可能敷地②(別添資料14_西側三角地)に対して、西側園路より進入する施設運営上最小限の車寄せ・搬入車両の一時駐車スペースは設置可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
30	公募設置等指針	12	第2・1・(4)・オ	<p>別添資料14における公募対象公園施設の整備が可能な範囲には、ペDESTリアンデッキの下部空間は含まれておりませんが、本項目により、整備可能という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
31	公募設置等指針	13	第2・1・(4)・キ	付置義務条例に基づく駐車場は、近隣に充足する駐車場があれば隔地にする事は可能でしょうか。	建築物における駐車施設の附置等に関する条例を遵守する場合に限り、可能です。
32	公募設置等指針	13	第2・1・(4)ケ	現状回復時の公募対象公園施設の撤去とは、にぎわい施設(建築物)を撤去し、周囲の園路・舗装と馴染みよく復旧することが必要になり、認定計画提出者の負担で設置したインフラ設備や、利便対象施設は現状復旧の対象外と考えてよろしいでしょうか。	指針に記載のとおり、本市及び次期事業者との同意が得られた場合は、ご理解のとおりですが、同意が得られなかった場合は、すべて原状回復してください。
33	公募設置等指針	13 17	第2・1・(4)ク 第2・1・(6)イ	屋外トイレについて、公募対象公園施設とは独立した形態であれば、特定公園施設として3か所以上を設置してよいと考えてよろしいでしょうか。	指針に記載のとおり、屋外トイレは2か所までとします。2か所を超える屋外トイレについては、必要に応じて、公募対象公園施設として整備してください。
34	公募設置等指針	14	第2・1・(4)コ	搬入やごみ収集などの目的で公募対象公園施設の区域内に車両が入る場合、別添資料15「サッカースタジアム等配置図・平面図/1階平面図」のY3通りとY4通りからスパイラル広場の南側を通して公募対象公園施設の区域内に進入するとの認識でよろしいでしょうか。	現在想定している車両ルートは追加資料1を参考としてください。 なお、追加資料1は、資料等受領申請書を提出いただいている方へ別途送付します。
35	公募設置等指針	14	第2・1・(4)コ	広場西側のP-PFI敷地②に公募対象公園施設を提案する場合、荷捌きスペースやゴミ集積スペース等にあわせて西側園路から専用の出入口を計画してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、荷捌きスペースやゴミ集積スペースと同様に公募対象公園施設とすることが前提となります。
36	公募設置等指針	14	第2・(5)・(ア)	40頁第41(1)オ(イ)では代表法人の条件として「公募対象公園施設を所有し設置管理許可を受ける法人とすること」となっており、本稿では「公募対象公園施設は認定計画者が整備し、整備後も所有すること」となっております。42頁第41(3)アに基づき認定計画提出者となるSPCを設立した場合、公募対象公園施設はSPCが所有できるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	公募設置等指針	14	第2・1・(4)・コ・(イ)	公募対象公園施設に関わる荷捌き及びゴミ集積スペースは、公募対象公園施設の区域内に確保し、搬入路はスタジアム西側園路に限定される旨の記載がありますが、公募対象公園施設までの車両動線は、特定公園施設とする理解でよろしいでしょうか。また、想定車両動線がありましたらご教授ください。	前段については、車両動線についても公募対象公園施設となります。 後段については、No.34の回答を参照してください。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
38	公募設置等指針	14	第2・1・(4) ・コ・(イ)	西側園路から、芝生広場までの、イベント時及び災害時における大型車両を含む動線及び停車位置の想定をご教授ください。	No. 34の回答を参照してください。
39	公募設置等指針	15	第2・1・(6)・イ	建築物の範囲以外の屋外スペースにおいては、設置管理許可使用料を一部減免頂く事は可能でしょうか。	減免する予定はありません。
40	公募設置等指針	15	第2・1・(6)	公募対象公園施設に係る使用料について、固定資産税評価額の見直しによって最低額が提案額を上回った場合は、最低額を使用料とすることになっていますが、本事業用地を含む一帯の土地の利用価値の上昇によって著しく地価が上昇し、最低額が提案額を大きく上回った場合は事業者の事業収支に著しい影響を及ぼすことが懸念されるため、使用料の増減に一定の上限（提案額から●%以内など）を設けていただくことは可能でしょうか。	指針に記載のとおりであり、使用料の増減に一定の上限を設ける予定はありません。
41	公募設置等指針	15	第2・1・(6)・イ	建築物の範囲外で、一般の公園利用者が無料で自由に入出力可能であれば容易に撤去可能な什器備品や家具、商品などが設置されていても設置管理許可の面積から除くことができるという理解でよいでしょうか。	商品が設置されている場合（商品の屋外展示スペースとみなされる場合も含む）は、一般の公園利用者が自由に入出力できても、専用的に利用しているスペースであり、公園施設を設置する場合は設置管理許可、それ以外はイベントと同様に占用許可の対象となります。
42	公募設置等指針	15	第2・1・(6)イ、ウ	一般の公園利用者とカフェ等の収益施設利用者が共用できる公共性を持つオープンテラス等の屋外施設は、特定公園施設として整備が可能で、公園使用料を免除できると考えてよろしいでしょうか。	一般の公園利用者が自由に無料で利用できることが明確になっている場合に限り、公園使用料の必要のない特定公園施設として整備が可能です。
43	公募設置等指針	16	第2・1・(6)・オ	使用料の支払いについて、納入通知書に従い支払う旨の記載がありますが、納入時期(年度初め、年度末等)及び、一括又四半期ごと等分割での支払いが可能であるかご教授ください。	公園施設を設ける場合の使用料について、原則、前納とし、一括での支払いです。次年度分の使用料（1年分）を前年度中に納付することになります。
44	公募設置等指針	16	第2・2・(3)・ア	特定公園施設における無料公衆無線LANの範囲はスタジアムを除き基町環境護岸を含めたPark-PFI事業区域全域との理解でよいでしょうか。	指針に記載のとおり、無料公衆無線LAN（Free Wi-Fi）の整備範囲は、広場エリア内であり、サッカースタジアム指定管理業務区域及び基町環境護岸は含みません。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
45	公募設置等指針	16	第2・2・(3)・イ	ここでいう「園路・広場」とは、サッカースタジアム等整備事業で整備される園路・広場と公募対象公園施設の「つなぎ」部分を示しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	公募設置等指針	17	第2・2・(3)・イ・(イ) 別添資料19	別添資料19に示される、既存樹木の伐採、移植、および新植について、サッカースタジアム等整備事業で行われるものと、本事業にて行うものとの区分をご教示ください。	別添資料19に記載された既存樹木の伐採、移植、新植は全てサッカースタジアム等整備事業者が行います。スタジアム等整備事業者の計画を変更する場合は、認定計画提出者の負担において行ってください。
47	公募設置等指針	17	第2・2・(3)・イ・(イ) 別添資料19	上記がすべて本事業の場合、または区分にかかわらず、本事業の提案において別添資料19の計画をどの程度変更することは可能でしょうか。(新植本数の増減、種類、規格、保存・伐採対象など)	No. 46の回答を参照ください。変更にあたっては、サッカースタジアム等整備事業者と協議の上決定してください。なお、残置または移植予定の既存樹木の伐採は原則不可とします。
48	公募設置等指針	17	第2・2・(3)・イ・(ウ)	公募対象公園施設とは独立した屋外トイレを2か所設置することとありますが、トイレの独立性が確保されていれば、公募対象公園施設と併設する形態で整備しても構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。公募対象公園施設の解体撤去時に、屋外トイレ(特定公園施設)の利用者の利便性を確保できるよう、適切に配置し、独立性を確保してください。
49	公募設置等指針	17	第2・2・(3)・イ・(ウ) 別添資料14	前記に関連して、屋外トイレについて、利用者の利便性に配慮し、2か所以上の設置を任意で提案する場合、公募対象公園施設としての設計・施工および管理費用の負担を負うという考え方でよろしいでしょうか。また、2か所を越える屋外トイレの器具数については、任意に設定してよろしいでしょうか。	2か所を超える屋外トイレについては、No. 33の回答を参照ください。公募対象公園として整備する屋外トイレの器具数については、「第2 1(4)ク トイレの設置」(P13)を参照してください。
50	公募設置等指針	18	第2・2・(3)・イ・(エ)	無料公衆無線LANサービスの整備の促進を図るため、「HIROSHIMAFREEWi-Fiサービス」を活用し、原則として、指定管理者が設置及びランニング費用を負担することとなっていますが、広場エリア内における必要設置数及びランニング費用をご教示ください。	広場エリア内において、来園者の誰もが自由に「HIROSHIMAFREEWi-Fiサービス」を利用できるように、利便性を確保することを求めるものであり、そのために必要な設備は特定公園施設として認定計画提出者が自らの提案に基づいて設置してください。ランニング費用については、指定管理者候補の選定段階で提案を求めます。
51	公募設置等指針	18	第2・2・(3)・ウ 別添資料16	別添資料16のコートの計画が記載されているが、サッカースタジアム等整備事業者が整備する考えでよろしいでしょうか。	No. 22の回答を参照ください。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
52	公募設置等指針	18	第2・2・(3)・ウ 別添資料16	上記の場合、特定公園施設の施設と考えてよろしいでしょうか。	No. 22の回答を参照ください。
53	公募設置等指針	18	第2・2・(3)・ウ	ベンチや遊具等のその他特定公園施設の設置は、「市が求める特定公園施設以外の施設」と理解しますが、(ア) (イ)の文章では「適宜設置すること」とあります。設置は必須なのでしょうか。	ベンチ等の休養施設等のその他の特定公園施設は、必須とするものではありません。整備する場合は、必要に応じて、適宜設置してください。
54	公募設置等指針	19	第2・2・(3)・ウ	「指定管理業務の公園管理事務所はサッカースタジアム内に整備予定」とありますが、想定されている場所は別添資料15「サッカースタジアム等配置図・平面図/1階平面図」のX18通りからX20通り、Y7通りからY9通りの「管理事務所」でよろしいでしょうか。上記の場合、本スペースの全てを公園管理事務所として使用できるとの認識でよろしいでしょうか。	前段については、別添資料15「サッカースタジアム等配置図・平面図/1階平面図」のX18通りからX20通り、Y5通りからY6通りの「スタジアム事務所」(100㎡)を想定しています。 後段については、「スタジアム事務所」内には更衣室、トイレ、給湯室、倉庫等を設ける予定であり、それ以外のスペースに公園管理事務所を設置することができます。 ※別添資料15の図面上にある「スタジアム事務所」は、本事業の「公園管理事務所」を指します。
55	公募設置等指針	19	第2・2・(3)・ウ	「指定管理業務の公園管理事務所はサッカースタジアム内に整備予定」とありますが、倉庫等も含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	公募設置等指針	19	第2・2・(3)・ウ	広場エリアに特定公園施設として公園管理事務所を整備する場合、公募対象公園施設の建築と構造的に切り離す必要がありますか。	ご理解のとおりです。 公募対象公園施設の解体撤去時に、公園管理事務所利用者の利便性が確保できるよう、適切に配置し、独立性を確保してください。
57	公募設置等指針	19	第2・2・(3)・ウ・(エ)	電灯設備は「不足している場合は、適切に設置する」とありますが、サッカースタジアム等整備事業の整備範囲内の園路等の照度が不足する場合は器具等の追加はスタジアム側の負担区分との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨は、サッカースタジアム等整備事業にて整備する照明が照度不足の場合のことと推察されますが、この場合の対応はスタジアム側の負担です。なお、指針に記載のとおり、公募対象公園施設を考慮して不足する場合は特定公園施設としてPark-PFI事業者の負担により整備することとします。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
58	公募設置等指針	19	第2・2・(3)・ウ・(エ)	電灯設備の記述がありますが、別添資料16に電灯設備の設置個所の記載がありません。計画の配置個所をご教示願います。	サッカースタジアム等整備事業において、園路の照度が5ルクス以上となるよう整備することとしています。
59	公募設置等指針	19	第2・2・(3)・ウ・(オ)	広場を利用したイベント等に必要と考えられる電源等の設備やステージなどを設置する場合、サッカースタジアム等整備事業、特定公園施設、公募対象公園施設のいずれの扱いになるでしょうか。	電源については、「第2 2(3)イ(ア)i」(P17)に記載のとおりです。分岐点の位置については、【別添資料20 中央公園広場舗装・インフラ計画図】を参照してください。ステージについては、提案の内容により個別判断となります。
60	公募設置等指針	19	第2・2・(3)・ウ・(オ)	公園管理事務所を広場エリアに設置する場合、スタッフが常駐せず、概ね50㎡程度までであれば管理許可使用料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	スタッフが常駐しない場合でも、専用的に利用する場合は、管理許可使用料は必要です。
61	公募設置等指針	19	第2・2・(3)・ウ・(オ)・a	サッカースタジアム内に整備予定の管理事務所は、別途資料15の管理事務所783㎡の場所と考えてよろしいでしょうか。この場所ではない場合は、整備予定の管理事務所となる場所をお示してください。また、事務所に付随する更衣室や給湯室、休憩室等の施設があるかご教示願います。	No. 54の回答を参照ください。
62	公募設置等指針	20	第2・2・(5)・ア	本計画では、サッカースタジアム等整備事業者が基本的に特定公園施設を整備する事になりますが、本事業者がトイレ等以外に整備必要な特定公園施設について明確な区分をご教授頂けますでしょうか。	特定公園施設は、指針に記載のとおり、認定計画提出者が整備するものであり、サッカースタジアム等整備事業者が整備するものではありません。
63	公募設置等指針	20	第2・2・(5)	貴市が想定する特定公園施設の整備費用300,000千円について、概略で結構ですので想定内訳(どの施設にいくらか、程度)をお示してください。	民間事業者の創意工夫を期待しており、内訳は非公表としています。
64	公募設置等指針	20-21	第2・2・(5)	特定公園施設の整備費用に関して、貴市が負担する費用の整備費用に対する割合が、公募設置等計画と工事着手前の最終的な積算で差異が生じた場合は協議、調整が必要となりますか。	「第2 2(5)イ(エ)」において、「本市が負担する費用は、(ア)の公募設置等計画において提案された「本市が負担する費用」を上回らないこととしているため、認定計画提出者が提案された「特定公園施設の整備に要する費用」に対する「本市が負担する費用」の割合を調整する場合があります。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
65	公募設置等指針	21	第2・2・(5)・イ・(イ)	積算内訳書の作成にあたっての基準は、準拠ではなく参考の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、可能な限り、示した基準の他、土木工事以外についても、別添資料24 法令リストに記載の各種基準に基づく積算内訳書の作成に努めてください。
66	公募設置等指針	21	第2・3・(1)・イ	利便増進施設として、事業区域内の駐輪場は整備しない方針とあるが、付置義務駐輪場は該当していないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。中央公園は広島市自転車等の放置の防止に関する条例（駐輪場付置義務条例）の適用対象区域外です。
67	公募設置等指針	21	第2・3・(1)・イ	「事業区域内の駐輪場は整備しない方針」とありますが、広島中央公園を含む都心部全体の回遊性向上のため、レンタサイクル等の駐輪スペースを設けることは可能ですか。	駐輪スペースを設けることが可能かどうか、関係者と協議・調整の上、提案してください。
68	公募設置等指針	21	第2・3・(1)・イ	駐輪場は整備しない方針ということですが、広島市駐輪場付置義務条例に基づく付置義務駐輪場は不要という理解で宜しいでしょうか。	No. 66の回答を参照ください。
69	公募設置等指針	21	第2・2・(5)・イ・(イ)	特定公園施設の整備費について、積算基準の提示がありますが、単価については指定がありますでしょうか。	単価については、指定はありません。
70	公募設置等指針	22	第2・4・(2)・イ	基町環境護岸でのイベントの開催にあたり、河川敷へのイベント設営車両の出入は可能と考えてよろしいでしょうか。	イベントや車両の規模等に応じて、関係機関との協議が必要です。
71	公募設置等指針	23	第2・4・(6)	スタジアムと公園の開業時期が異なりますが、オープニングセレモニーは公園開業時という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	公募設置等指針	25	第2・4-2・(1)・イ・(ア)・a	Park-PFI設計・施工等業務責任者（設計、施工、工事監理）は、工事監理業務を担当しない施工担当企業から選任しても構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	公募設置等指針	25	第2・4-2・(1)・イ・(ア)	「設計・施工等業務責任者」は1名とし、業務上、設計、監理、施工のいずれかのみを担当するものでも良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	公募設置等指針	26	第2・4-2・(1)・イ・(ウ)	業務実施体制図の注記書きに、照査担当者は特定公園施設の設計を担当した者との兼務は不可、とありますが、担当者が異なれば同一企業での選任は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
75	公募設置等指針	26	第2・4-2・(1)・イ・(ウ)	業務実施体制図において、有資格技術者等（建築物）と有資格技術者（工作物）は兼任可能でしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、「第2 5(2)イ(イ)技術者等の兼務に関する条件」(P31)を遵守してください。
76	公募設置等指針	26	第2・4-2・(1)	業務実施体制図の〈施工〉において、有資格技術者等（監理技術者又は主任技術者）を近接工事との兼務とすることが可能でしょうか。可能であればその条件等についてご教示お願いいたします。	本事業に特有の条件はありません。 広島市発注工事の条件に準じて下さい。
77	公募設置等指針	27	第2・4-2・(2)	サッカースタジアム指定管理者と、SPCまたはLLPを設立することが求められていますが、公募設置等予定者が出資するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 【別添資料25 サッカースタジアム指定管理者との連携イメージ】を参照してください。
78	公募設置等指針	27	第2・4-2・(2)	公募設置等計画の提出時において、サッカースタジアム指定管理者と、設立する共同企業体への出資金額や比率、運営費についても、提示すべきという理解でよろしいでしょうか？	ご指摘の提案を義務付けるものではありません。 応募者の提案によります。
79	公募設置等指針	27	第2・4-3	中央公園全体のエリアマネジメント業務に関して、認定計画者が協議体の構成員として参画し、支出すべき費用は認定計画提出者の負担とありますが、費用をご教示ください。	中央公園全体のエリアマネジメント業務の考え方については、【別添資料26 中央公園全体の魅力向上に向けた取組のイメージ（参考）】のとおりです。 公募設置等予定者の選定後、エリアマネジメントの関係者の協議により事業計画の詳細が詰まっていくことを想定しています。 応募者には、エリアマネジメントへの積極的な関与を期待するものであり、費用負担については、負担額の提示の有無も含めて応募者の提案によります。
80	公募設置等指針	27	第2・4-3	本事業において認定計画提出者が負担する費用の想定はいくらになるでしょうか。	No. 79の回答を参照ください。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
81	公募設置等指針	28	第2・5・(1)・ウ 別添資料14 別添資料29	緑地の保全において、緑被率は「別添資料29：中央公園緑被率（現状）」を維持するよう努めることとありますが、現状は43.5%、想定では37.9%となっています。緑被率の維持は想定値を維持するとの認識でよろしいのでしょうか。 また別添資料14_公募対象公園施設及び特定公園施設の整備対象範囲において、公募対象公園施設の整備が可能な範囲に施設を設置した場合、想定緑被率を下回ることになりますが、施設設置後の緑被率を維持するよう努めるとの認識でよろしいでしょうか。	37.9%は、スタジアム等整備事業の提案時点の値であり、今後変更となる可能性があります。 本市としては、現状の43.5%を維持したいと考えています。
82	公募設置等指針	29	第2・5・(1)・キ・(ア)	雨水流出抑制施設の記述がありますが、事業区域内の外構排水計画をご教示ください。	【別添資料20 中央公園広場舗装・インフラ計画図】を参照してください。 なお、【別添資料24 法令リスト】の「キ 広島市マニュアル類」に記述されている「広島市雨水流出抑制マニュアル」等も参考にしてください。
83	公募設置等指針	29	第2・5・(1)・キ・(ア)	前記に関連して、雨水流出抑制施設について、サッカースタジアム等整備事業の広場計画で見込まれていて、P-PFI事業での整備計画により不足する能力を計画する理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 サッカースタジアムは、北西・北東部に地下ピットを設けて、条例基準値以上の750m3を確保しています。広場の舗装部分は、透水性インターロッキングとすることで、流出係数を0.6以下に抑えています。 また、No.82の回答も参照してください。
84	公募設置等指針	29	第2・5・(1)・キ・(ア)	指導要綱等に基づき、広場の地中部分などに雨水流出抑制施設を設ける場合、スタジアム等整備事業の区分となると考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、No.83の回答も参照してください。
85	公募設置等指針	29	第2・5・(1)・サ	サッカースタジアム要求水準書の記載と同様に、「土壌汚染のおそれのない区域」と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	公募設置等指針	31	第2・5・(2)・イ・(ア)	特定公園施設の工作物の設計及び工事監理を担当する者は、今回の提案時ではなく、特定後業務開始までに定めるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
87	公募設置等指針	31	第2・5・(2) イ・(イ)	特定公園施設の施工において、現場代理人と監理技術者等は兼務が可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	公募設置等指針	31	第2・5・(2)・オ	近隣住民等に工事内容を周知し理解を得るよう努めること、とありますが、想定している近隣範囲をご教示いただけないでしょうか。	認定計画提出者が計画する事業内容のため、本市が想定している近隣範囲はございません。認定計画提出者の責任により、適切に設定してください。
89	公募設置等指針	39	第3・6・(2)	指定管理料が約80,000千円/年と記載がありますが、約という表現が使用されておりますが、上限や下限はどの程度の幅でしょうか。また、指定管理料が不足する場合は、公募対象公園施設からの利益繰り入れを想定していますか。	前段については、現時点で提示できる上限、下限はございません。後段については、利益繰り入れを求めるものではございませんが、別途指定管理者との基本協定書で定めるリスク分担で本市負担と規定するものを除き、市側で不足分を補填する予定はありません。
90	公募設置等指針	40	第4・1・(1)・イ	代表法人以外を「構成法人等」と定義されていますが、「等」にはどのような企業が含まれるでしょうか。	前項「ア」に「その他の構成員には法人格を問わない」と記載しています。法人格を有さない任意団体等を想定しています。
91	公募設置等指針	40	第4・1・(1)・イ	「『応募表明書の受付日以降』の代表法人及び構成法人等の変更は原則として認めないものとする。ただし、構成法人等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがある。」と記載がありますが、応募資格要件を満たしていれば構成法人等については変更を認めていただけると理解して宜しいでしょうか。	『応募表明書の受付日以降』の代表法人及び構成法人等の変更は原則として認めておらず、ご指摘のように、応募資格要件を満たしていれば構成法人等について変更を認めるものではありません。応募資格要件を満たすだけでなく、当該構成法人の本事業における業務分担内容に応じて、資力、社会的信用度、企画力、技術的能力、施設運営能力、実績など総合的な観点から、当該構成法人等と同等以上の法人等と認められる場合等に限ります。詳細は、個別の判断になります。
92	公募設置等指針	40	第4・1・(1)・ウ	応募グループの代表法人は、広島市内に本店又は支店等を有していることとされ、本店や支店等の定義は建設業法上の主たる営業所、従たる営業所という記載になっていますが、代表法人が建設業以外の企業の場合は、一般的な本店又は支店等を有して入れれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
93	公募設置等指針	40	第4・1・(1)・カ	「都市公園その他これに類似する施設」の類似施設とはどのようなものが該当するかご教示ください。	「都市公園その他これに類似する施設」とは、良好な都市環境の提供や都市の防災性の向上等に寄与するために設置された、利用者を限定せず、不特定多数の人が利用することのできる屋外空間で、0.25ha以上の面積を有する施設です。
94	公募設置等指針	40	第4・1・(1)・カ	「都市公園その他これに類似する施設」の規模要件は無いという認識で宜しいでしょうか。	No. 93の回答を参照ください。
95	公募設置等指針	40	第4・1・(1)・オ・(イ)	代表法人の条件として「公募対象公園施設を所有し設置管理許可を受ける法人とすること」とありますが、100%代表法人が所有する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
96	公募設置等指針	40	第4・1・(3)・ア	(中央公園広場共同企業体を設立する場合を除く。以下「SPC」という。)とありますが、この除くの意味は、中央公園広場共同企業体とは別に新たにSPCの設置が可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	公募設置等指針	43	第4・1・(4)	設計、施工、工事監理を担当する企業が、法定雇用障害者数を達成しておらず「障害者雇用計画書(様式2-15)を提出する場合、法定雇用障害者数を達成すべき終期をご教示ください。また、当該終期よりも早期に計画を達成した場合は、その後の障害者雇用計画書の提出は不要という理解で宜しいでしょうか。	前段については、法定雇用障害者数を達成しなければならない終期は、特定公園施設の引渡し日までとします。 後段については、ご理解のとおりです。
98	公募設置等指針	43	第4・1・(4)	指定管理者の指定を受けた場合、指定後において、業務実施報告(月例報告)等により障害者の雇用状況を報告することとありますが、報告対象は指定管理者であり、設計、施工、工事監理を担当した企業は対象外という理解で宜しいでしょうか。	指定管理の指定を受けた法人等に対しては、原則として業務実施報告(月例報告)等により障害者の雇用状況を報告することを求めます。
99	公募設置等指針	43	第4・1・(4)	「障害者雇用状況報告書の作成時点(6月1日)」とありますが、別添3様式集P2の様式2-14を見ると「※基準日は令和2年6月1日」とあるので、基準日は今年の6月1日という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	公募設置等指針	47	第4・3・(6)	公募設置等計画について、規定の様式以外に提案内容を補足する資料等を添付することは可能でしょうか。	本市が求める資料等以外の提出は不可です。 提出された場合でも、評価の対象とはしません。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
101	公募設置等指針	48	第4・5・(1) イ・(イ)	プレゼンテーションでは、模型や動画等を使用して宜しいですか。	模型及び動画を使用したプレゼンテーションは不可とします。
102	公募設置等指針	48	第4・5・(1)・ イ・(イ)	第2次審査のプレゼンテーションはMicrosoftPowerPoint等によって作成した資料の投影は可能でしょうか。また、公園設置等計画に用いた図表以外は使用できない等の規定はございますでしょうか。また、配布資料や模型等の持ち込みは可能でしょうか。	プレゼンテーションにおいて、資料を投影することは可能ですが、提出した公募設置等計画の図表を使用する等、提案された内容を逸脱しない範囲としてください。当日の配布資料についても同様です。模型については、No. 101の回答を参照してください。
103	公募設置等指針	49	第4・5・(1) イ・(イ)	「応募資格保有者が多数の場合プレゼンテーション対象者を数社程度に絞る」と書かれていますが、事前に書類審査が行われるということ理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	公募設置等指針	51	第4・12	実施協定締結日（令和4年3月）から認定公募設置等計画の有効期限（令和25年7月）まで、「本指針その他事業条件」を満たしていないと判断される構成法人等に対して、必要な場合は再選定を行うことが規定されていますが、「本指針その他事業条件」には、指針P41第4・1・(2)応募の制限の内容は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	公募設置等指針	52	第5・1	「リスク項目：環境」 市の事由により生じる損害及び増加費用以外のリスク負担が「認定計画提出者」となっておりますが、事業者が善管注意義務を果たしても避けられない事情により万一環境問題が発生した場合には、その解決にあたり、市のご協力を得ることができるものとして市も一部リスク分担（従分担▲）としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 当該項目は、認定計画提出者が行う本事業に起因するものについて規定したものです。事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていても避けることができないものについて対策が必要であれば、それに要する費用は事業者の負担です。解決が必要となった原因が不可抗力によるものであれば、その場合の費用負担については、不可抗力事由による増加費用、損害等として扱うこととなります。
106	公募設置等指針	54	第5・3	委託の禁止等が規定されていますが、認定計画提出者である代表法人から、設計、施工、工事監理等の業務を構成法人に委託する場合は、認められるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■ 別冊に関する質問への回答

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
107	別冊1 維持管理業務仕様書	5	第2・11	業務日誌の一定期間保管について明確な期限はありますでしょうか。様式があればご教示ください。また、保管の方法は電子データで問題ないでしょうか。	いずれも特に定めはありませんので、必要に応じて指定管理者と協議により決めるものと想定しています。
108	別冊1 維持管理業務仕様書	5	第5・1	サッカースタジアム内あるいは広場エリア内に整備する公園管理事務所とありますが、中央公園の他の管理者と同事務所にて運営することを想定していますでしょうか。	想定していません。
109	別冊1 維持管理業務仕様書	6	第5・5・(1)・ア	「气象台から注意報や警報等が発令された場合」とはどのような注意報、警報が該当するでしょうか。	現段階では風水害（大雨・洪水・強風等）に関する各注意報・警報を想定しています。
110	別冊1 維持管理業務仕様書	7	第5・5・(1)・イ	避難者の受け入れ人数の目安及び協力に際する具体的な目安はありますでしょうか。また、避難者を受け入れるための災害備蓄品の用意の必要はありますでしょうか。	受け入れ人数について現段階での具体的な目安はありません。また、災害備蓄品の用意については現時点では指定管理者には求めておりません。
111	別冊1 維持管理業務仕様書	7	第5・6・(1)・エ	建築基準法第12条第2項及び第4項に定める建築物等の劣化状況の点検を行い、本市に報告することとありますが、点検対象は特定公園施設におけるペDESTリアンデッキのE Vが対象という認識でよろしいでしょうか。	必ず対象となるものは、ご理解のとおりですが、本市が求める特定公園施設以外の施設を整備する場合において、該当する施設がある場合は、当該施設についても対象となります。
112	別冊1 維持管理業務仕様書	8	第5・6・(2)・エ・(ウ)	ペDESTリアンデッキ内の監視カメラについて、適切に保守点検を行うこととありますが、特定公園施設における他の場所に監視カメラを設置する予定はありますでしょうか。	本市が必ず求めるものとして設置を行う予定はありませんが、提案により設置されることを拒むものではありません。
113	別冊1 維持管理業務仕様書	8	第5・6・(3)	緊急時の駆付け時間はありますでしょうか。	駆付け時間の目安はありませんが、事案発生時には早急に駆付けできる体制を常時整えていただくようお願いします。
114	別冊1 維持管理業務仕様書	9	第3・6・(3)	自転車の不法侵入指導及び公園内の車両侵入制限への対応はスタジアム指定管理事業者の業務範囲内としていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
115	別冊1 維持管理業務仕様書	9	第5・6・(4)・ア	園内に配置を予定しているゴミ場所の位置及び個数をご教授ください。	配置数は未定です（なお、現在中央公園広場内にはゴミ箱を設置しておりません。）。
116	別冊1 維持管理業務仕様書	9	第5・6・(4)・ア	新規に整備する本公園において、ゴミ処分費の想定は実際に要する費用と乖離するリスクが高いことが考えられます。開園当初の数年間には実費精算とし、数年後から見込み額を指定管理料に含む等の協議は可能でしょうか。	原案のとおりとします。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
117	別冊1 維持管理業務仕様書	10	第5・6・(6)・ア	応急修繕について、報告義務がありますでしょうか。 また報告事案の基準はあるのでしょうか。	応急の修繕が発生した場合は、報告を行ってください。 方法や基準等については、協議します。
118	別冊1 維持管理業務仕様書	10	第5・6・(6)・イ	記載の100万円は税込み価格でしょうか。	ご理解のとおりです。
119	別冊1 維持管理業務仕様書	12	第5・6・(7)・オ 第7	植物を良好な状態に保つために必要な処置を講じることとありますが、芝生広場等では使用状況によりどうしても張替えが必要な場合も発生すると思われ ます。その場合の費用が「第7リスク分担」における大規模な修繕(100万以上)に該当した場合、広島市様の費用負担となるとの認識でよろしいでしょうか。	芝生広場についても、良好な状態に保つために必要な処置に係る費用は、原則として指定管理者の負担としますが、使用状況等を鑑みて、費用負担が通常想定される処置以上にかかると思込まれる場合は、処置の内容と費用負担について協議を行います。
120	別冊1 維持管理業務仕様書	12	第5・7・(1)	本市の備品については本市物品管理規則をはじめ、関係法令に基づき適正に管理することとありますが、本市の備品について品目および数量等をご教示願います。	現時点で品目および数量等について定めているものはありません。今後の整備内容等に応じて必要な備品を整理する予定としています。
121	別冊1 維持管理業務仕様書	13	第6	休園日設定を行うことは可能でしょうか。	休園日の設定できません。24時間365日、人の往来が可能な状態としてください。
122	別冊1 維持管理業務仕様書	13	第8・1	自主事業の内容については指定管理者が決定してよろしいか。若しくは、広島市が認める基準があれば教えてください。	自主事業の実施に当たっては、その内容を含めて事前に市の承認を受ける必要があります。また、実施する事業は、施設の目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲のものに限り ます。
123	別冊1 維持管理業務仕様書	13	第8・1	”物販・飲食事業(自動販売機等)を公園内で実施することができる。”とありますが、広島市の事前承認にあたり、その数量などの目安がありますでしょうか。	数量の定めはありませんが、物販・飲食事業を含めて、施設の目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲に限り ます。
124	別冊1 維持管理業務仕様書	14	第9・1	専任職員及び業務責任者は駆けつけ対応可能な範囲で近隣施設の管理者と兼務とすることは可能でしょうか。	標準配置人員は専任職員2名(業務責任者+職員)ですが、時間帯等によって施設の管理運営に支障とならない範囲においては、本市と協議の上で一部の職員を兼務とすることも可能です。
125	別冊1 維持管理業務仕様書	14	第9・1・(4)	豊富な実務経験に何か基準はありますでしょうか。また実務経験は都市公園でなく、民間類似施設でも良いでしょうか。	業務責任者について、現時点で基準は設けておらず、民間類似施設でも可としますが、本市が指定管理者から提示のあった業務責任者の実績等を確認し、必要があればその適格性等について確認を行います。
126	別冊1 維持管理業務仕様書	14	第9・1・(5)	標準人員は2名ですが、常時1ポストを考えればよいでしょうか。	標準配置人員は専任職員2名(業務責任者+職員)ですが、時間帯等によって施設の管理運営に支障とならない範囲においては専任職員を1名とすることも可能です。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
127	別冊1 維持管理業務仕様書			指定管理に係る業務仕様の質疑、詳細確認はP-PFI事業者の選定以降にも機会が設けられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本公募で選定される指定管理者候補者（予定）が、指定管理者指定審議会において指定管理者候補者として選定される過程において、機会を設けることを予定しています。
128	別冊1 維持管理業務仕様書			本業務仕様書には、電気・上下水道料金の支払いに関する項目の記載がありません。これらの業務については、市又はスタジアムの指定管理者が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	中央公園広場エリアにおける電気・上下水道料金の支払は、中央公園広場エリアの指定管理者が実施します。
129	別冊3 様式集	1	第1・2	様式2-5「法人等の概要」について、応募者の発行済株式の100%を保有する親会社にさらに親会社の発行済株式の100%を保有する親会社がいる場合は後者の資料も必要でしょうか。	必要ありません。
130	別冊3 様式集	1	様式2-5（添付）	「定款」については、原本証明を付さなくても構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。本市が必要とした場合はご提出願います。
131	別冊3 様式集	1	様式2-5（添付）	「法人等の登記事項証明書」については、現在事項全部証明書の写しで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	別冊3 様式集	2	様式2-11（添付）	提出書類の欄に「最近5事業年度分」と「最近3事業年度における以下の書類」と矛盾した記載となっていますが、「最近3事業年度分」という認識で宜しいでしょうか。	「最近5事業年度分」を正とし、様式集を修正します。
133	別冊3 様式集	2	様式2-11（添付）	提出書類の欄に「法人税申告書の写し（税務官署受付印のあるもの。ただし、e-Taxの場合は受信通知などが確認できること）」とありますが、連結納税のため資料が膨大になってしまうため、表紙の受付印のみでも構わないでしょうか。	法人税申告書本書（受付印欄がある書類）の写しのみ提出で構いませんが、状況確認のため、本書以外についても今後追加で提出を求める場合があります。
134	別冊3 様式集	5	第2・2・（10）	応募者が応募グループの場合は、代表法人が作成するもの以外は様式及び添付資料について代表法人及び構成法人がそれぞれ作成し提出することとあります。様式番号2-6、2-7、2-8、2-9は実際に業務を担当しない企業であっても提出が必要となりますか。	様式2-6、2-7、2-8、2-9はそれぞれの業務を担当する法人等のみが作成し提出してください。
135	別冊3 様式集	8	様式5-13 樹木等リスト	樹木等リスト作成において、サッカースタジアム等整備事業（別添資料19）の樹木を基準（既存）として考え、以降本計画によって変わる樹木を新設等と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
136	別冊3 様式集	16	様式2-4-1 様式2-4-2	応募グループ用の「応募資格確認申請書兼誓約書」及び「委任状」について、押印にかかる時間短縮のために、同一書類にすべての構成法人等が押印するのではなく、構成法人等の数に合わせて1枚ずつとなるよう書式を改変してもよいでしょうか。	様式2-4-1及び様式2-4-2を構成法人等が各々1枚ずつ作成し、提出していただくことは問題ありません。
137	別冊3 様式集	27	様式2-12	役員の住所は都道府県及び市区町村までの表記で宜しいでしょうか。	住所は記載してください。 表記できない理由があれば別途お聞かせください。
138	別冊3 様式集	28	様式2-13・1(1)	「障害者の雇用について(令和〇〇年6月1日)時点の数値を記入」とありますが、様式集P2の提出書類一覧に記載の通り、令和2年6月1日時点との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	別冊4 Park-PFI事業に関する基本協定書(案)	1	第2条	「『事業者』とは、本協定に基づき代表法人等により設立される、甲と事業関連契約及び指定管理基本協定を締結する特別目的会社をいう。」とありますが、特別目的会社を設立しないスキーム(代表企業または維持管理運営を担当する共同事業体が事業者(公募設置等予定者)となる。)でご提案し、協定を締結することも可能という理解で宜しいでしょうか。	特別目的会社を設立しない体制でご提案いただいても結構です。その場合、協議により必要な範囲で記載内容を修正します。 なお、本市と基本協定を締結する公募設置等予定者は、応募グループを構成する代表法人及び全ての構成法人等により構成されるものとしします。
140	別冊4 Park-PFI事業に関する基本協定書(案)	2	第4条	ここでいう「事業者」とは、公園設置等指針p27に記載の特別目的会社又は有限責任事業組合のことでしょうか。あるいは、p42に記載の特別目的会社のことでしょうか。	第2条第8号に定義する「事業者」であり、公募設置等指針P42に記載の特別目的会社を指しています。
141	別冊4 Park-PFI事業に関する基本協定書(案)	3	第4条第3項	乙の認定計画提出者の地位を事業者に承継する根拠として都市公園法第5条の8第1号の規定が挙げられていますが、同条項は一般承継人への承継に関する規定となりますので、同条第2号の規定に基づくものとすべきではないかと考えますがいかがでしょうか。	ご指摘のとおりですので、「同法第5条の8第1号」を「同法第5条の8第2号」に訂正します。
142	別冊4 Park-PFI事業に関する基本協定書(案)	7	第9条第2項	事業者と受託者等との間で締結する委託・請負にかかる契約の内容について、公募設置等指針等及び公募設置等計画に従ったものであれば、契約に適用する約款等の契約条件は事業者と受託者等の裁量で決定しても差し支えないという理解で宜しいでしょうか。	事業者と受託者等との間で締結する委託・請負にかかる契約の内容が公募設置等指針等及び公募設置等計画に従ったものである場合には、ご理解のとおりです。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
143	別冊5 Park-PFI事業に関する実施協定書(案)	1	前文注記書き	「※本実施協定書(案)は、市及び事業者(設置等予定者が設立するSPCを想定しています。)」とありますが、SPCを設立しないスキーム(代表企業または維持管理運営を担当する共同事業体が契約者(公募設置等予定者))で協定を締結するというご提案し、協定を締結することも可能という理解で宜しいでしょうか。	No.139の回答を参照ください。 SPCを設立しない場合、本市と実施協定を締結する認定計画提出者は、基本的には代表法人及び全ての構成法人等により構成されることを想定しています。 なお、代表法人のみ又は代表法人及び一部の構成法人等が本市と実施協定を締結する認定計画提出者となることも可能です。
144	別冊5 Park-PFI事業に関する実施協定書(案)	4	第13条第5項	騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染その他の本件業務が近隣に及ぼす諸影響にかかる近隣対策の結果、事業者が生じた増加費用及び損害(近隣対策によって事業日程が変更されたことによる増加費用及び損害も含む。)は事業者が負担することとなっておりますが、整備工事の施工等に伴い事業者が善良な管理者の注意義務を果たしても避けることができない事象に対する近隣対策費用等については市の負担という理解で宜しいでしょうか。	第13条第5項の趣旨は、近隣対策については一切の費用を事業者が負担することを前提としています。事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていても避けることができないものについて対策が必要であれば、それに要する費用は事業者の負担です。ただし、近隣対策が必要となった原因が不可抗力によるものであれば、その場合の費用負担については、不可抗力事由による増加費用、損害等として第88条によって規律されることとなります。
145	別冊5 Park-PFI事業に関する実施協定書(案)	5	第15条第1項	整備業務における工事の施工等に伴い通常避けることができない騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染等により第三者に生じた損害のうち、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていたものについては、市の負担という理解で宜しいでしょうか。	No.144の回答を参照ください。
146	別冊5 Park-PFI事業に関する実施協定書(案)	10	第30条第3項	ここに記載されているサービス購入料とは、どのような料金のことを指し示しているのでしょうか。(第56条第3項も同様)	第30条第3項の「サービス購入料」は削除します。第56条第3項の「サービス購入料」については、「特定公園施設譲渡対価」に修正します。
147	別冊5 Park-PFI事業に関する実施協定書(案)	20	第63条	特定公園施設については、工作物扱いで、事業者には不動産取得税は発生しないという理解で宜しいでしょうか。	特定公園施設が工作物扱いとなる場合はご理解のとおりです。また、特定公園施設が家屋とみなされる場合であっても、家屋の新築の場合、新築された日から6月以内に事業者から市に譲渡された場合には、事業者には課税されません(地方税法第73条の2第2項)。

■ 別添資料に関する質問への回答

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
148	別添資料5_事業区域図 別添資料14_公募対象公園施設及び特定公園施設の整備対象範囲	12	第2・1・(4)・オ	ペDESTリアンデッキの下部空間に公募対象公園施設を整備できる範囲は、東側広場の南東角のみ(別添資料14)で、別添資料5に示されている広場外の城南通り南側と三の丸側のペDESTリアンデッキ下は整備範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No. 30も参照ください。
149	別添資料5_事業区域図 別添資料14_公募対象公園施設及び特定公園施設の整備対象範囲 別添資料16_中央公園広場計画図(平面・断面) 別添資料19_中央公園広場植栽計画図及び樹木リスト	12	第2・1・(4)・カ	Aゾーン等における旧太田川の水辺空間を生かした整備とありますが、別添資料から基町環境護岸への特定公園施設及び公募対象公園施設の整備は認められないとの理解でよろしいでしょうか。また、別添資料14、16、19から基町環境護岸の整備計画が読み取れますが、サッカースタジアム等整備事業での整備対象と考えてよろしいでしょうか。その場合、環境護岸の整備概要についてご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、別添資料14、16、19には記載がありますが、サッカースタジアム等整備事業での整備は予定していません。
150	別添資料13_公園施設及び公募対象公園施設一覧表	1	—	温浴施設(サウナ、岩盤浴等を併設する浴場)は運動施設の一覧にある「温水利用型健康運動施設」に該当するという理解で宜しいでしょうか。	具体的な提案内容により、個別判断となります。
151	別添資料14_公募対象公園施設及び特定公園施設の整備対象範囲			サッカースタジアム等整備事業者の広場デザイン案を公募対象公園施設計画に合わせて変更する事は可能でしょうか。また本提案では広場デザイン変更案も、配点上求められているのでしょうか。	No. 21の回答を参照ください。 配点については、別冊2審査基準書を参照ください。
152	別添資料14_公募対象公園施設及び特定公園施設の整備対象範囲			西側広場と東側広場は建築基準法は別敷地という扱いで宜しいでしょうか。建蔽率60%以下はそれぞれの敷地ごとで満たす必要があるという認識で宜しいでしょうか。	前段については、敷地は認定計画提出者にて法令を遵守した上で設定してください。 後段については、建築基準法の建蔽率についてはご理解のとおりですが、都市公園法の規定についても遵守した計画としてください。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
153	別添資料14_公募対象公園施設及び特定公園施設の整備対象範囲	10	第2・(1)、(2)	公募対象公園施設及び特定公園施設は、別添資料14の青色以外の範囲は整備不可という理解でよろしいでしょうか？	公募対象公園施設についてはご理解のとおりです。 特定公園施設は、別添資料14・1ページ目の緑色の破線内かつ橙色で着色された範囲において整備が可能です。ただし、防災広場の確保等の各種計画や公募設置等指針の諸条件を満たしてください。
154	別添資料14_公募対象公園施設及び特定公園施設の整備対象範囲	29	第2・5・(2)・コ	西側広場P-PFI敷地②について、広島城遺構の図示があります。建物建設にあたり埋蔵文化財の消失範囲を建築面積の10%未満に抑制した場合でも本発掘調査は必要とされるかご教示ください。	埋蔵文化財調査の要否判断については、提案の内容に応じて、関係課との協議によります。 なお、原則として、工事等により埋蔵文化財が消失する時は、面積の大小にかかわらず、物理的に可能な場合は発掘調査を実施する必要があります。
155	別添資料14_公募対象公園施設及び特定公園施設の整備対象範囲	29	第2・5・(2)・コ	別添資料4に示された、P-PFI事業・東西広場の埋蔵文化財包蔵層の深さについてご教示ください。	埋蔵文化財の範囲や深さについては場所ごとに異なるため、お示しすることはできません。 提案内容に応じて、関係課との協議・調整の上、適切に対応してください。
156	別添資料15_サッカースタジアム等配置図・平面図		サッカースタジアム等配置図・平面図	特定公園施設整備として、水辺や広場、園路の形状の変更は可能という理解でよろしいでしょうか？	No. 21の回答を参照ください。
157	別添資料16_中央公園広場計画図(平面・断面) 別添資料19_中央公園広場植栽計画図及び樹木リスト 別添資料20_中央公園広場舗装・インフラ計画図	16	第2・2・(3)・イ・(ア)・g、h	横断側溝、縦断側溝、可動式車止めの整備は、サッカースタジアム等整備事業の計画に見込まれていて、P-PFI事業での園路・広場計画に起因して必要が生じた場合に追加で計画する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	別添資料19_中央公園広場植栽計画図及び樹木リスト		中央公園広場植栽計画図及び樹木リスト	特定公園施設整備として、樹木リストに示されたもの以外の樹種の植栽も可能という理解よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
159	別添資料20_中央公園 広場舗装・インフラ計 画図		中央公園広場舗装・イ ンフラ計画図	サッカースタジアム等整備事業の設計により、変更する場合があるということは、舗装の変更が可能という理解でよろしいでしょうか？	サッカースタジアム等整備事業の事業費やスケジュールに影響を及ぼさない範囲でご提案頂き、スタジアム等整備事業者と調整していただくことが可能です。
160	別添資料20_中央公園 広場舗装・インフラ計 画図	—	—	インフラの一次引き込み位置は、大幅な変更とまらない範囲で、計画に合わせた位置の調整は可能と考えてよろしいでしょうか。	サッカースタジアム等整備事業の事業費やスケジュールに影響を及ぼさない範囲でご提案頂き、スタジアム等整備事業者と調整していただくことが可能です。
161	別添資料25_サッカー スタジアム指定管理者 との連携イメージ	1	1・(2)	SPCが認定計画提出者となり中央公園広場共同企業体の構成員となった場合に重ねて代表法人が構成員となる必要があるか否かについてご教示ください。	SPCが認定計画提出者となった場合、当該SPCの代表法人が、中央公園広場全体の共同企業体の構成員になる必要はありません。
162	別添資料26_中央公園 全体の魅力向上に向け た取組のイメージ(参 考)	1	1・(4)	本事業の運営事業者が負担する費用はいくらを想定されているかご教示ください。	各構成員で協議した上で、その内容や費用負担の額、時期などを決定していくことになるため、お示しできません。
163	別添資料26_中央公園 全体の魅力向上に向け た取組のイメージ(参 考)	1	1・(4)	本事業の運営事業者が負担する費用の開始時期、終了時期をご教示ください。	No. 162の回答を参照ください。
164	別添資料28_スタジア ム外観及び鳥瞰パース (軽量化)		鳥瞰パース	鳥瞰パースに示された建築物、デッキの配置・形状を変更してよいという理解でよろしいでしょうか？	鳥瞰パースに示されているサッカースタジアム以外の広場エリアに設置された建築物やペDESTリアンデッキを接続するデッキについては、あくまで整備イメージ図ですので、変更可能です。 スタジアム等整備事業で整備する南側・東側ペDESTリアンデッキについては、本事業が理由による変更は原則できません。

No.	資料名称	頁	項目	質問内容	回答
165	その他			<p>サッカースタジアム整備に係る事業者公募時の公表資料（要求水準書）において、芝生広場の災害時利用想定として、広域避難場所としての機能に加え、物資の集積及びヘリポート機能について言及されておりました。</p> <p>発災直後、～2, 3日、～それ以降といったように、時系列で利用方法が異なると思われませんが、現時点で想定があればご教授ください。また、ヘリポートの想定位置についてご教授ください。</p>	<p>具体的な利用方法は、関係者等との協議を踏まえて決定します。</p> <p>また、ヘリポートの位置は、芝生広場の中央付近を想定しています。</p>